

認定取得でビジネスチャンスUP 

優良性基準適合認定制度

全国初の第三者評価機関による「優良性基準適合認定制度」は、任意申請に基づいて、産業廃棄物処理業者の事業経営の健全性や、廃棄物処理に関する取組みを評価・認定する制度です。

平成23年4月からの法改正により、排出事業者責任が強化され、優良で信頼のできる産業廃棄物処理業者がますます求められています。当制度を業務運営の見直し、顧客へのアピールポイントとして、是非活用してください。

レベルに合わせた2つの認定基準

産廃エキスパート（業界のトップランナー的業者）
産廃プロフェッショナル（業界の中核を担う業者）

信頼性の高い総合評価

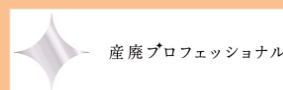
豊富な経験と高い専門知識による
書面審査および現地審査を実施

優良性基準適合認定制度の特徴

公正・公平な評価認定

学識経験者や実務経験者などの有識者による
評価委員会を設置

優良業者に与えられる認定ロゴマーク



優良認定業者になると

- ・ 排出事業者からの問い合わせに、認定業者を紹介（東京都にて実施）
- ・ 東京都環境局及び公社ホームページにて認定業者を公表
- ・ 東京都の許可証に認定ロゴマークの表示



認定業者の周知活動も積極的に行っています！（東京都の取組み事例）

- ・ 都庁内の契約担当者へ認定業者の周知及び活用を依頼
- ・ 都庁内の工事所管部署から建設業者への認定業者の周知及び活用を依頼
- ・ 排出事業者団体や区市町村の自治体への周知
- ・ 報告公表制度（東京都廃棄物条例）の対象特定排出事業者 1,200社に周知



《制度に関する問い合わせ先》
東京都環境局 廃棄物対策部
産業廃棄物対策課
TEL 03-5388-3586



《申請に関する問い合わせ先》
東京都知事指定第三者評価機関
公益財団法人 東京都環境公社
優良性認定評価室
TEL 03-3644-1381



公社イメージキャラクター
「クリン」